

監事候補者選出規程

(目的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款第19条、20条及び定款施行規則第11条に定める監事の選任については、定款及び定款施行規則に定めるもののほか、この規程の定めに従い、監事候補者の選出をする。

(監事候補者の選出)

第2条 定款施行規則第13条1項に定める監事の選出については、本会正会員の中から監事候補者2名を選出する。

2. 本会会員以外からの監事候補者の選出については、学識経験者の中から1名を選出する。

(監事選考委員会)

第3条 監事候補者の選出は、会長が諮問する監事選考委員会が行い、会長に諮問する。

2. 監事選考委員会の委員は、会長が正会員のなかから推薦し、理事会の議決を経て会長が任命委嘱する。

3. 監事選考委員会の委員は、原則中央地域から3名以内、県北地域及び県南地域からそれぞれ1名以内を選任する。

4. 監事選考委員会の任期は、原則任命された日より総会の1ヵ月後までとする。

(監事選考委員会の構成及び制限)

第4条 委員は委員長を1名互選する。

2. 委員長は、委員から2名以内で副委員長を選任する。

3. 委員が監事候補者となった場合、又は正会員の資格を喪失したときは委員の資格を失う。

4. 第3条3項に定められた委員の員数を欠くに至った場合、会長は理事会の決議を経て補欠委員を任命する。

(監事選考委員会正副委員長の権限及び議事)

第5条 委員長は、委員会を代表して事務を掌理し、必要に応じて委員会を招集する。

2. 委員長は委員会の議長となる。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4. 委員会は、委員の半数以上の出席により開催する。

5. 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(監事選考委員会の職務)

第6条 委員会は、公明、適正にその職務を行わなければならない。

2. 委員会の職務は次のとおりとする。

(1) 監事候補者の選出

(2) 会長へ随時の報告

(3) 理事会への報告

(4) 監事候補者への通知及び承諾書の徴求

(5) 監事候補者選考記録の作成及び保管

(6) その他監事候補者選考に関する一切の事務

(監事候補者選出基準)

第7条 監事候補者選考は、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 法人の業務に一定の知見を有し、業務監査能力を備えている。
- (2) 会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。
- (3) 関係法令に一定の知見を有し、理事会の職務の執行等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。
- (4) 一般社団法人法第65条1項に該当しない者。
- (5) 公益法人認定法第6条1号に該当しない者。
- (6) 本会の綱紀審査規定による懲罰を、過去5年間受けたことがない者。
- (7) 選考時に会費の滞納がない者。
- (8) その他相応しくないと考える者に相当しないこと。

(監事候補者選考規定の改廃)

第8条 この監事候補者選出規定を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定外の事項)

第9条 監事候補者選出にあたり、この規定に定めのない事項は、理事会の議決により行う。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。